

中部運輸局長
静岡運輸支局長

殿

令和 年 月 日

提出日を記入

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ貨物運送を除く)

✓を入れる

- 事業計画変更認可申請書
 事業計画変更届出書
 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

- ①主たる事務所
 ②営業所
 ③休憩・睡眠施設
 ④自動車車庫
 ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数
 ⑥利用運送を行うかどうかの別
 ⑦利用運送の営業所

- ⑧利用運送の業務の範囲
 ⑨利用運送の保管施設
 ⑩利用する事業者の概要
 ⑪事業の休止
 ⑫事業の廃止
 ⑬氏名・名称又は住所
 ⑭役員
 ⑮その他

(変更・届出の理由、届出事由の発生の日)

事業者の名称・住所・代表者
役職・代表者名を記入

変更・届出の理由
についてを記入

住 所(〒) 422-8004

静岡県静岡市駿河区国吉田2-4-25

(フリガナ) デコボコトランSPORT カブシキガイシャ

申請者 凸凹トランSPORT 株式会社

代表者(役職) 代表取締役 (氏名) 凸凹駿之助

電話番号 054(261)1191

代理人

住 所(〒)

連絡先(申請者・代理人の別)

(担当者氏名)

(電話番号) (Fax番号)

(メールアドレス)

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

別紙2(⑤の場合)

1.各営業所に配置する事業用自動車の種

普通自動車

増車（減車）後の台数 を記入

**増車（減車）前の台数
を記入**

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
本社 営業所	7				7	5	1			6
営業所										
営業所										
営業所										
合計	7				7	5	1			6

霊きゅう自動車

2. 変更する自動車の明細

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、靈きゅう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

各登録事務所で登録を行う
予定の日付を記入

4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【本社】営業所

	位置	現在認可を受けている自動車車庫の住所及び収容能力を記入	
第1車庫	静岡市駿河区国吉田2丁目4-25	660	m ²
第2車庫	静岡市駿河区池田126-4、126-5	500	m ²
第3車庫			m ²
第4車庫			m ²

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	普通	小型	牽引	被牽引	計(Y)	
第1車庫	38 m ² × 4 両 152 m ²	11 m ² × 1 両 11 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	5 両 163 m ²	24.7 %
第2車庫	38 m ² × 1 両 38 m ²	11 m ² × 1 両 11 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	2 両 49 m ²	9.8 %
第3車庫	38 m ² × 両 m ²	11 m ² × 両 m ²	27 m ² × 両 m ²		両 m ²	
第4車庫	38 m ² × 両 m ²	11 m ² × 両 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	両 m ²	

電気自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	宮型	洋型	バン型	バス型	計(Y)	
第1車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	
第2車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	
第3車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	
第4車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

静岡運輸支局長 殿

宣誓書

全ての項目において
どちらに該当するか
必ず✓を記入

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。 はい いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 はい いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときは除く。) はい いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

事業者の名称・住所・代表者
役職・代表者名を記入

令和 年 月 日

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代 表 者 _____

事業計画変更事前届出書の宣誓書(左シート)における1～4の項目で、1つでも「はい」に✓が記入されている場合、当宣誓書についても添付が必要。

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和　　年　　月　　日	
住	所 _____
(法人)名	称 _____
代　表　者	_____
(役員)役職	氏名 _____
(役員)役職	氏名 _____
(役員)役職	氏名 _____
(役員)役職	氏名 _____
(役員)役職	氏名 _____